

# 唐代奚・契丹史研究と石刻史料

森 部 豊

## Some recently discovered stone engravings as historical sources for the study of the Xi and Qidan peoples in the Tang dynasty

MORIBE Yutaka

This paper sets out current trends (and problems) in research on the history of the Xi and Qidan peoples in the Tang dynasty. It also introduces epitaphs of these peoples that were discovered during the late-twentieth and early-twenty-first century in Chaoyang (Liaoning Province), Beijing, Xi'an, and Luoyang, while clarifying current scholarly issues and the direction of future research. These epitaphs provide new information on the "loose-rein prefectures" (*jimizhou*), territories indirectly administered by the central imperial authority, and the *Fubing* military system in the Tang dynasty.

キーワード：唐朝 (Tang dynasty), 奚 (Xi), 契丹 (Qidan), 羈縻州 (Ji-mi-zhou), 府兵制 (Fu-bing system)

本稿は、唐代の奚・契丹史研究について、従来の研究の傾向と問題点を整理し、新出の石刻史料を利用することで、どのような研究が可能なかを提示し、今後の展望をしていくものである。

まず、唐代の奚・契丹の概況と筆者による時期区分を説明し、ついで唐代の奚・契丹に関する研究史を概観してみる。その次に、現段階における奚・契丹に関する石刻史料の状況を紹介する。そして、最後にそれらをふまえた今後の研究の方向性をさぐっていききたい。

## 1 唐代奚・契丹史概説

奚・契丹とは、現在の中国東北部にいた遊牧民である。奚はラオハ・ムレン流域、契丹はシラ・ムレン流域にいたとされる。漢字による記録では、『魏書』に見えるのが始まりで、5世紀ころのこととなる。漢字記録者たちは、奚と契丹を「異種同類」と認識しており、比較的、近似した文化・言語・習慣を持った遊牧民ととらえていたらしい。現在では、契丹については、モンゴル語系の言語を話していたと考えられている<sup>1)</sup>。

契丹が東ユーラシア世界で重要な役割を果たすのは、もちろん10世紀における契丹国（遼朝）の建国以降であるが、それに先行する唐代における契丹の活動も、看過することはできない。すなわち、唐前半の羈縻支配期の動向、安祿山軍における中核的存在、唐後半期の河朔三鎮における隠然たる勢力の保持などが指摘できよう。また、河朔三鎮においては、奚の動向も目を離すことができない。以下の記述は、行論の都合で、契丹のみを記す場合と奚・契丹を同時に叙述する場合とがある。

唐代の奚・契丹を概観する際、筆者は便宜上、以下のような時期区分を考えている。

- ① 第一次羈縻支配期（618～696）
- ② 独立～突厥従属期（696～714/715）
- ③ 第二次羈縻支配～范陽・平盧節度使時期（714/715～763）
- ④ 半独立（河朔三鎮）・五代時期（763～960）

### (1) 第一次羈縻支配期

第一次羈縻支配期は、唐朝の成立に伴い、それ以前の隋朝に朝貢していた奚や契丹が再び朝貢し、やがて唐朝の威令が奚・契丹の遊牧エリア全域におよんでいく時期である。

1) 契丹語は、モンゴル諸語と関係があるとされているが、現在、知られているモンゴル諸語の直接の祖先ではなく、むしろ、それらとは大きく異なる特徴を持つ言語である。武内康則「解説—豊田五郎と契丹文字研究」（豊田五郎・武内康則『豊田五郎 契丹文字研究論集』、松香堂書店、2015）参照。

唐代、あるいはそれに先行する隋代の奚・契丹は、部族統合がまだできていなかったと考えられる。618年に唐朝が成立すると、その東北辺も徐々に唐の勢力圏にくみこまれ、奚や契丹は、続々と唐朝に入朝するようになる。その記録は、新旧『唐書』の奚伝や契丹伝、あるいは地理志の羈縻州設置の記事にまとまって見え、時には情報が錯そうしているが、大まかな傾向は把握できる。

唐代における、もっとも古い記録は、619（武徳2）年に契丹の内稽部が、遼州（後に威州と改名）という羈縻州に編成されたものである。その内稽部の首領である孫敖曹は、621（武徳4）年に唐へ帰順してきたという記録もあって、年代に差異がある。ついで622（武徳5）には奚の二つの部落が帰順してきた。

太宗の治世になると、628（貞観2）年の契丹の摩會の帰順が見える。『遼史』巻58「儀衛志・国杖条」によれば、この摩會は大賀氏に連なるといえるが、新旧『唐書』には、これに対応する記述は無い<sup>2)</sup>。628年に契丹系羈縻州の昌州（松漠部）が置かれている事実と考え合わせると、摩會の部落が昌州に羈縻された可能性もあるだろう。さらに、629（貞観3）年の師州（契丹室韋部）、636（貞観10）年の帶州（契丹乙失活部）、646（貞観20）年の玄州（契丹曲掘部）などの設置を経て、648（貞観22）年11月には帰順してきた契丹の大首領窟哥の集団に松漠都督府を置き、窟哥を左領軍將軍兼松漠都督・無極県男とし、李姓を賜った。窟哥のもとには八つの集団が従属していたようで、それぞれ松漠都督府に属する羈縻州として編成された。同時に帰順してきた奚の可度者は饒楽都督府においた<sup>3)</sup>。これ以降、則天武后期まで、奚・契丹の来降は見られない。これをもって、唐の契丹に対する第一次羈縻支配が完成する。しかし、この体制は、およそ半世紀後に崩壊する。

2) 新旧『唐書』「北狄伝・契丹条」には、契丹の「君長」が「大賀氏」であると明記されるが、唐朝に帰順した契丹の諸首領のうち、どれが大賀氏であるのかは、明確な記載はない。契丹国（遼朝）時代の認識として、『遼史』巻63「世表」に、

隋・唐之際、契丹之君號大賀氏。武后遣將擊潰其衆、大賀氏微、別部長過折代之。過折尋滅、迭刺部長涅里立迪鞏組里爲阻午可汗、更號遙輦氏。唐賜國姓、曰李懷秀。既而懷秀叛唐、更封楷落爲王。而涅里之後曰褥里思者、左右懷秀。楷落至于屈戌幾百年、國勢復振。

とあり、唐の則天武后期に契丹の可汗の系譜が大賀氏から別姓に移り、さらにその後、遙輦氏に移ったとされる。628年に帰順した摩會を大賀氏とするのは『遼史』にしか見えない。筆者は、窟哥の系譜が大賀氏であり、窟哥以前に唐へ帰順した契丹の首領たちは、大賀氏とは別系統の集団と考えている。

3) 648年は、唐朝のトルコ系諸族に対する羈縻支配が再編されていた時期に当たる。646年、唐朝は突厥第一可汗国滅亡後、北モンゴルで勢力を維持していた薛延陀を滅ぼし、647年には北モンゴルに羈縻府州を設置して鉄勒諸部に対する羈縻支配を推し進めた。649年には南モンゴルにあった突厥遺民を再編成し、唐朝の羈縻支配下に組み込んでいる。こうした東ユーラシアの情勢を見て、それまで独立を保持していた契丹の窟哥集団と奚の可度者集団は唐朝へ帰順してきたのであろう。

## (2) 独立～突厥従属期

696（万歳通天元年）年、松漠都督の李尽忠とその義兄の孫万榮が唐朝に対して反旗を翻し、営州を占拠した。李尽忠・孫万榮の一派は、一時的に独立するものの、この両指導者の死によって奚とともに突厥に従属することとなる。これを以て、唐の東北方面の羈縻支配が一旦崩れることとなるが、奚・契丹は、大きく二分した。すなわち、第一次羈縻支配期に営州管内に置かれていた羈縻州のうち、契丹の松漠都督府や奚の饒楽都督府といった中核勢力が突厥に従属し<sup>4)</sup>、それ以外の羈縻州は、山東・河南方面に一度移された後、幽州管内に復置された。ここに、奚・契丹は、唐朝の支配下に残留したものと、突厥に属したものとに分かれ、この形勢が以後、続くこととなる。

## (3) 第二次羈縻支配～范陽・平盧節度使時期

突厥第二可汗国のカプガン可汗（默啜）治世の末期、彼の横暴さが原因となって、突厥の支配下にあつた諸集団が離反する事態となった。おそらく、その動きと連動し、奚・契丹も突厥の支配から離脱した。714（開元2）年もしくは715年に、奚と契丹は再び唐へ帰順した。ここに唐朝の第二次羈縻支配がはじまる。唐は、契丹の李失活を松漠都督、奚の李大輔を饒楽都督として、ここに唐朝の第二次羈縻支配がはじまる。しかし、この時期は、契丹の内部での争いが絶えなかった。代々、松漠都督を継承する一族と、それとは別系統の可突于が対立するのである。この契丹における対立の中、大きな転機の一つは732（開元20）年に可突于勢力が唐朝側の軍に敗れ、それをきっかけとして、奚の李詩・鎖高の集団が帰順したことである。この集団には契丹もふくまれていた。さらに734（開元22）年には、李過折によって可突于が殺害された。ただ、李過折も可突于の一派に暗殺される。

天宝年間には、安祿山が平盧節度使および范陽節度使として登場する。この時期、安祿山が幽州管内に羈縻させられていた奚・契丹を掌握するとともに、故地にいた奚・契丹には攻撃をしかけた。安祿山は、後に唐朝に対し独立戦争をおこし、安慶緒、史思明、史朝義にひきつがれたが、このころを境に、唐朝の奚・契丹に対する羈縻支配は完全に崩壊したようである。

## (4) 半独立（河朔三鎮）・五代時期

「安史の乱」終結後、河北の地にはその残党がいわゆる河朔三鎮として半独立割拠したため、

4) 奚の中核的集団を置いた饒楽都督府の動静は不明だが、おそらく契丹とともに突厥に従属したのだろう。それは、714もしくは715年に唐へ帰順してきた奚の李大輔を「饒楽都督」に任じていることから推測できる。

奚・契丹の動向は、記録上、ほとんど分からなくなる。ただ、河朔三鎮のうち、成徳では奚や契丹に出自する節度使が輩出し、また幽州盧龍軍節度使下には、契丹軍がいた事実を指摘することができる。

## 2 先行研究と問題の所在

従来の奚・契丹に関する研究は、契丹が10世紀に契丹国（遼朝）を建国したためか、契丹研究に比重が高く、奚の研究はそれほど多くない。特に日本においては、奚の専論は無いようである。また、契丹については、契丹国（遼朝）成立前史という流れの上で、隋唐代の彼らの研究がおこなわれてきた傾向が強い。

唐代の契丹については、正史などの編纂史料を使った松井等「契丹勃興史」（『満鮮地理歴史研究報告』第1, 1915）、田村実造「唐代に於ける契丹族の研究」（『満蒙史論叢』第1, 1938。改編の上再録；同『中国征服王朝の研究』上, 東洋史研究会, 1968）、愛宕松男「契丹部族制の研究」（『東北大学文学部研究年報』3, 1952。再録；同『契丹古代史の研究』, 東洋史研究会, 1959）がまず挙げられる。これらは、唐代契丹に関する初期三部作は、正史や『資治通鑑』などの編纂史料を博捜し、唐代の契丹の始祖伝説、居住地、部族構成などの問題を中心に論じたものである。しかし、1945年以降の日本においては、「満蒙学」が衰退し、契丹に対する興味も減退したせいも、唐代の契丹に関して、大きな成果をみることはできなくなる。

一方、中国においては、1980年代以降、陸続と唐代の奚・契丹に関する研究が登場する。それらは、奚・契丹と唐朝との関係を論じるものから始まり、その後、唐の奚・契丹に対する羈縻統治へと研究題目が具体化していく。例えば、孟憲君「浅談契丹与唐王朝的關係」（『昭烏達蒙族師專学報（哲学社会科学版）』1987-2）、王成国「小議唐对契丹的政策」（『社会科学輯刊』1992-2）、程尼娜「論唐代中央政權对契丹・奚人地区的羈縻統治」（『吉林大学社会科学学報』2002-6）、周加勝「試論唐朝在契丹族地区設立的府州」（『黑竜江民族双刊』2007-4）、許輝「論唐玄宗朝对兩蕃政策及其对幽州的影響」（『唐都学刊』24-6, 2008）、任愛君「唐代契丹羈縻制度与“幽州契丹”的形成」（『中国边疆史地研究』18-1, 2008）、李徳山『隋唐時期東北边疆民族与中央王朝關係史研究』（香港亞洲出版社, 2008）、袁本海「唐朝契丹朝貢述略」（『遼金歴史与考古』1, 2009）、劉治川・肖忠純「論唐朝对契丹的政策」（『赤峰学院学報（漢文哲学社会科学版）』35-9, 2014）などを挙げる事ができる。

また、唐代に契丹そのものを扱った李松濤「論契丹李尽忠・孫万榮之乱」（『盛唐時代与東北亜政局』, 上海辞書出版社, 2003）、王成国「論唐代契丹」（『社会科学戦線』2004-2）、陳巍・閻華芳「安史之乱前後の奚・契丹」（『大連大学学報』2010-1）、孫進己・孫泓『契丹民族史』

(広西師範大学出版社, 2010) の「遼以前の契丹族史(上)(下)」の項目, 任愛君「松漠諸部的離合与契丹名号在草原的傳播」(『赤峰学院学報(漢文哲学社会科学版)』34-6, 2013)がある他, 李曉明「試論唐前期東北的契丹蕃將」(『黑竜江史志』2013-22)は唐朝の契丹に対する羈縻支配を通じて蕃將を統括する体制を論じる。唐末五代の「銀鞍契丹直」については, 任愛君「論五代時期的“銀鞍契丹直”」(『内蒙古社会科学(漢文版)』28-3, 2007)および同「唐末五代的“山後八州”与“銀鞍契丹直”」(『北方文物』2008-2)がある。

唐朝の契丹に対する羈縻支配のみだけでなく, 広く東北方面の羈縻支配という観点からの研究には, 孫玉良「唐朝在東北民族地区設置的府州」(『社会科学戦線』1986-3), 張国慶「略論唐初東北少数民族地区羈縻府州的設置」(『黒河学刊』1988-2), 宋卿「唐代東北羈縻府州朝貢述論」(『東北史地』2006-2), 同「唐代東北原始部落形式的羈縻府州朝貢述論」(『黒竜江民族叢刊』2007-1), 周加勝「唐朝在東北少数民族地区設立的羈縻府州」(『黒竜江民族叢刊』2008-3), 程尼娜「羈縻与外交: 中国古代王朝内外兩種朝貢体系一以古代東北地区為中心」(『史学集刊』2014-4), 劉海霞「藩国与羈縻地方政權: 唐高祖東北边疆封授政策研究」(『雲南民族大学学報(哲学社会科学版)』32-1, 2015)などがある。

これらの研究の特徴としては, 遼寧省や内モンゴル自治区に在住する研究者が行っていること, 依然として正史や編纂史料を利用していること(任愛君「唐代契丹羈縻制度与“幽州契丹”的形成」は, その論旨の一部に石刻史料を利用している), 唐と契丹の関係, 羈縻州と羈縻支配<sup>5)</sup>などがテーマになっていることである。すなわち編纂史料の記述の範囲をほとんど出ず, 新しい契丹史像は描き出されていない。

ところで, 筆者は「唐前半期河北地域における非漢族の分布と安史軍淵源の一形態」(『唐代

5) 唐代の羈縻州および羈縻政策に関する研究は, 唐啓淮「試論唐代的羈縻府州」(『湘潭大学社会科学学報』1982-4)に始まり, 程志「唐代羈縻州簡論」(『東北師大学報(哲学社会科学版)』1984-1), 林超民「羈縻府州与唐代民族關係」(『思想戦線』1985-5), 岡田宏二「唐代の羈縻政策一特に羈縻府州体制を中心として」(『国立政治大学辺政研究所年報』17, 1986), 譚其驥「唐代羈縻州述論」(『紀念顧頡剛學術論文集』(上・下), 成都, 巴蜀書社, 1990; 再録『長水集統編』, 北京, 人民出版社, 1994), 馬馳「試論唐代蕃州的管理体制」(『第三届中国唐代文化學術研討会論文集』, 中国唐代学会, 1997), 馬馳・馬文軍「唐代羈縻府州都与中央關係初探」(『陝西師範大学学報(哲学社会科学版)』26-1, 1997), が発表され, そして劉統『唐代羈縻府州研究』(西安, 西北大学出版社, 1998)に結実した。これらの研究は, 唐代の羈縻政策と羈縻州を中国史の中に位置づける試み, 羈縻府州の組織の解明, 唐朝による統制のあり方, 羈縻州設置の過程とその歴史地理的沿革などの問題を論じている。ただし, 使用する史料が正史などの編纂典籍史料に限られるという史料上の制約がみられる。また, 劉統以後も, 唐代の羈縻府州や政策に関する研究が, 数多く発表されているが, 特に樊文礼「唐代羈縻府州的類別画分及其与藩国的区别」(『唐史論叢』第8輯, 三秦出版社, 2006)と朱振宏「唐代羈縻府州研究」(初出は2000年。同『隋唐政治・制度与对外關係』(天津出版社, 2010)に収録)を挙げておく。

史研究』5, 2002;再録『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』, 関西大学出版部, 2010), 「増補: 7~8世紀の北アジア世界と安史の乱」(森安孝夫編『ソグドからウイグルへ』, 汲古書院, 2011), 「安禄山女婿李献誠考」(『東西学術研究所創立六十周年記念論文集』, 関西大学出版部, 2011), 「「安史の乱」三論」(森部豊・橋寺知子(編)『アジアにおける文化システムの展開と交流』, 関西大学出版部, 2012), 『安禄山—「安史の乱」を起こしたソグド人—』(山川出版社, 2013)を通じ, 唐代政治・軍事史の理解において, ソグド人だけでなく, 奚・契丹人およびテュルク人の分析が必要であるとの認識にいたった。

このうち, ソグド人については, 森部豊『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』において突厥化したソグド軍人の唐代史における役割を明らかにし, また山下将司「新出土史料より見た北朝末・唐初間ソグド人の存在形態—固原出土史氏墓誌を中心に—」(『唐代史研究』7, 2004), 同「隋・唐初の河西ソグド人軍団—天理図書館蔵『文館詞林』「安修仁墓碑銘」残巻をめくって—」(『東方学』110, 2005), 同「北朝時代後期における長安政権とソグド人—西安出土「北周・康業墓誌」の考察—」(『ソグドからウイグルへ』), 同「唐の太原拳兵と山西ソグド軍府—唐・曹怡墓誌」を手がかりに—」(『東洋学報』93-4, 2012)など一連の考察により, 北朝から唐初における中国在住のソグド人が軍人として活動した姿が明らかにされた。

また唐代のテュルク人については, 石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』(汲古書院, 1998)所収の突厥人に関する論考や山下将司「唐のテュルク人蕃兵」(『歴史学研究』881, 2011), 同「唐の「元和中興」におけるテュルク軍団」(『東洋史研究』72-4, 2014)といった墓誌を利用した研究成果があり, 唐朝におけるテュルク人の活動が明らかにされている。

唐代の奚・契丹に関しては, 黄永年「《通典》論安史之乱的「二統」説證釈」(『陝西歴史学会会刊』2, 1981)および同「唐代河北藩鎮与奚契丹」(『中国古代史論叢』2, 1982. ともに黄永年『唐代史事考釈』, 台北, 聯経出版事業公司, 1998に再録)が, 編纂史料を利用して, 奚・契丹を安禄山軍の中核勢力であることを論じているが, 石刻史料は利用していない。それに対し, 筆者は「唐前半期河北地域における非漢族の分布と安史軍淵源の一形態」で契丹人李永定墓誌を扱い, また「安禄山女婿李献誠考」で奚人の李府君夫人張氏の墓誌を利用し, 唐前半期における奚・契丹人の動向の一部を復元した。しかし, 奚・契丹研究に関しては, ソグド人やテュルク人のような石刻史料を使った研究による大幅な進展は見られなかった。史料的制約があっ

たからである。

ところが、21世紀になり、以上のような研究を取りまく史料状況が変化してきている。『遼寧碑志』（遼寧人民出版社、2002）と『朝陽隋唐墓葬発現与研究』（科学出版社、2012）が出版されたのである。前者は遼寧省朝陽市（唐代の営州）で発見された唐代前半期の契丹人の墓誌4点<sup>6)</sup>、録文のみであるが載録され、後者には墓誌5点（うち2点は『遼寧碑志』と重複）が、拓本写真と録文で紹介されている。この情報に基づき、これらの墓誌の原碑調査のため、筆者が2014年11月に朝陽市博物館を訪れたところ、現地には、上記の二書に載録されていない契丹人墓誌3点も公開展示されていることが判明した。これらの契丹人墓誌10点と墨書銘1点を紹介し、簡単な分析を加えたのが森部豊「唐前半期の営州における契丹と靺鞨州」（『内陸アジア言語の研究』30、2015）である。さらに2015年9月、再度、朝陽市博物館を訪れ、朝陽で出土した唐代墓誌21点の情報を得ることができた<sup>7)</sup>。これには、非契丹人の墓誌も含まれ、またすでに公開されているもののほか、完全に未発表のものも含まれる。これにより、唐代前半期の営州における契丹人とその靺鞨州を研究する、全く新しい史料環境が整ったといえる<sup>8)</sup>。

### 3 唐代奚・契丹に関する石刻史料状況

#### (1) 遼寧省朝陽市発見の唐代契丹人墓誌

2015年9月現在、朝陽市で発見された隋・唐代墓誌のうち、2015年12月現在、筆者が契丹人のものとみなしているものは13点である。そのうち、朝陽市博物館で展示され、かつ書籍・雑誌上で発表されたものが7点、朝陽市博物館でのみ公開展示されているもの（以下、未発表資料）が3点、雑誌上で発表された墨書銘が1点ある。このほか、完全未公開のもの（以下、未

6) 出土年不明であるが、朝陽県八里堡で「孫黙墓誌」が出土している。孫黙の本貫は「昌黎柳城人」という。原石は遼寧省博物館が所蔵する。「孫黙墓誌」は『遼寧碑志』に収めるが、ここでは含めないこととする。後注9参照。

7) この21点の中には、非契丹人の墓誌も含まれ、またすでに公開されているもののほか、完全に未発表のものも含まれる。

8) 従来の唐代の靺鞨州研究は、注5で見たように、正史などの典籍史料しか利用できず、主として靺鞨州の歴史地理的研究を中心におこなわれてきた傾向がある。ところが、21世紀の現在、上述の唐代の契丹人に関する墓誌が発見されるおよんで、靺鞨州研究は、もう一步踏み込んだ形で行うことができる段階に入ったといえる。さらにこれと呼応するがごとく、モンゴルにおいてもテュルク人の漢文墓誌や漢字史料が発見され、それに基づく、唐と突厥・鉄勒との靺鞨支配の関係も再考する段階に入っているのである。この問題に関する日本における最新の研究として、石見清裕「靺鞨支配期の唐と鉄勒僕固氏——新出「僕固乙突墓誌」から見て」（『東方学』127、2014）、齊藤茂雄「突厥有力者と李世民——唐太宗期の突厥靺鞨支配について」（『関西大学東西学術研究所紀要』48、2015）、鈴木宏節「唐の靺鞨支配と九姓鉄勒の思結部」（『内陸アジア言語の研究』30、2015）など参照。



表1 朝陽市博物館所藏唐代契丹人墓誌

墓主名	本貫	官職歴	婚姻関係	生没年	享年	埋葬地	埋葬年	拓本写真	録文	出典
1 孫道	營州 昌黎	隋・燕郡沙城郡主簿 遼州愬管府典籤→參軍→北黎州昌黎縣令 →游擊將軍・右驍衛懷遠府左別將→二軍 愬管→上柱國・河陽縣開國子→公→松漠 都督府長史→明威將軍・本府折衝都尉	?	577 (北周・建德 6)~617 (大業13)	41	營州城 南五里	661 (龍朔元)	無	無	朝陽市博物館 公開展示
2 孫則	營州 柳城	上柱國・輕車都尉・右驍衛懷遠府校 尉→懷遠府司馬→松漠都督府司馬	?	589 (隋・開皇9) ~655 (永徽6)	67	柳城 西南五里	655 (永徽6)	有	有	『朝陽隋唐墓葬発現 与研究』
3 孫忠	營州 昌黎	上柱國→遼西府左果毅都尉	韓氏	602 (隋・仁寿2) ~661 (顯慶6)	59	營州城 南五里	661 (龍朔元)	無	無	朝陽市博物館 公開展示
4 駱英	昌黎 孤竹	游擊將軍・守左金吾衛遼西府折衝 都尉	?	626 (武德9)~ 683 (永淳元)	58	營州城 南九里	693 (長寿2)	有	有	『朝陽隋唐墓葬発現 与研究』
5 駱本	昌黎 孤竹	上柱國→遼西府左果毅都尉	帶方府折衝都尉の 娘、昌黎孫氏。	639 (貞觀13)~ 680 (調露2)	42	先君之旧塋	693 (長寿2)	無	無	朝陽市博物館 公開展示
6 高英淑	昌黎 孤竹	—	遼西府折衝都尉某 娘	643 (貞觀17)~ 691 (天授2)	49	柳城 西南十五里	694 (延載元)	無	有	『遼寧碑誌』
7 張狼	南陽 白水	帶州司馬	?	624 (武德7)~ 668 (乾封3)	45	營州城 西南五里	676 (上元3)	有	有	『朝陽隋唐墓葬発現 与研究』
8 楊律	帶州 孤竹 泉	平遼府校尉 息子の楊素、平遼府折衝都尉	昌黎孫氏 ?	609 (隋・大業5) ~661 (龍朔元)	53	威州城 西北三里	685 (垂拱元)	無	有	『遼寧碑誌』
9 楊和	長樂 信都	上柱國・雲鷹將軍 息子の姝、帶方府果毅	?	569 (北斉・天統5) ~652 (永徽3)	84	黄龍城 南二里	652 (永徽3)	有	有	『朝陽隋唐墓葬発現 与研究』
10 王德	太原	父の靜、威化郡主簿 上騎都尉	?	唐・太宗ころ 603 (仁寿3)~ 678 (儀鳳3)	?	?	?	有	有	『朝陽隋唐墓葬発現 与研究』
11 尼大 光明	?	兄の李輔翊、昌州刺史	?	? 開元年間 (713 -741)?	?	營州城 南四里	728 (開元16)	碑写 真有	有	寇玉峰・于俊玉2004: 『遼寧朝陽襄路曹敬楷 処北魏唐代墓葬』『辺 疆考古研究』第3輯, 科学出版社, 2004

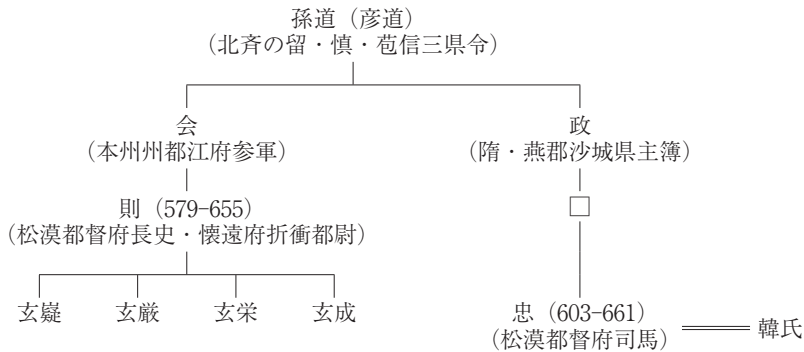


図1 營州昌黎孫氏系図（森部2015に拠る）

公開資料)が少なくとも2点ある。このうち、未公開資料については、本稿では言及することができないので、中国側の発表を待つこととしたい。これ以外の11点についてまとめたのが、表1「朝陽市博物館所蔵唐代契丹人墓誌」である。この表と拙稿「唐前半期の營州における契丹と靺鞨州」で紹介した内容にもとづき、まず、唐代契丹人に関する史料概況を述べてみよう。

これらの墓誌からは、靺鞨州の刺史やその次官以下の職に就いていた具体的人名、彼らの出自と系譜、異なる契丹系靺鞨州間での婚姻関係、靺鞨州と軍府、唐の行軍への参加と具体的役割などの情報を得ることができる。

まず、孫道、孫則、孫忠の孫氏一族の墓誌史料が注目できる。このうち、孫道と孫忠の両墓誌は未発表資料である。この三人は、營州昌黎（柳城）を本貫とし、その墓誌が記述する系譜を突き合わせることによって、一族であることが判明する（図1）。このうち、孫道は北齊～隋代の人であり、孫則の祖父にあたり、また孫忠の曾祖父にあたる人物のようである。ただし、孫道墓誌の制作年代は、曾孫の孫忠の埋葬時期と同時期の661（竜朔元）年ころである。それは、孫道の死後、半世紀を過ぎてからのもので、その系譜の記述にも混乱が見られる。この点、遼寧省博物館が所蔵する孫黙墓誌<sup>9)</sup>とあわせて、今後、詳細に検討する必要がある。というのは、この孫黙も、あるいは、この一族の可能性があるのである。

孫則は、遼州惣管府（619年設置）の典籤、懷遠府左別將（630頃）、松漠都督府（648年設置）の長史、懷遠府折衝都尉（654）となっている。また、孫忠は、懷遠府校尉、懷遠府司馬、松漠都督府司馬の職を歴任している。遼州惣管府や松漠都督府は契丹を置いた靺鞨府州であること

9) 前掲注6参照。「大唐故処士昌黎孫君（黙）墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』（北京卷附遼寧卷）第3冊，天津古籍出版社，1991，182頁）。孫黙の父は「政」といい、「隋濱海郡沙城県令」という。これが、孫忠とどう係わるかは、今後の検討課題としたい。

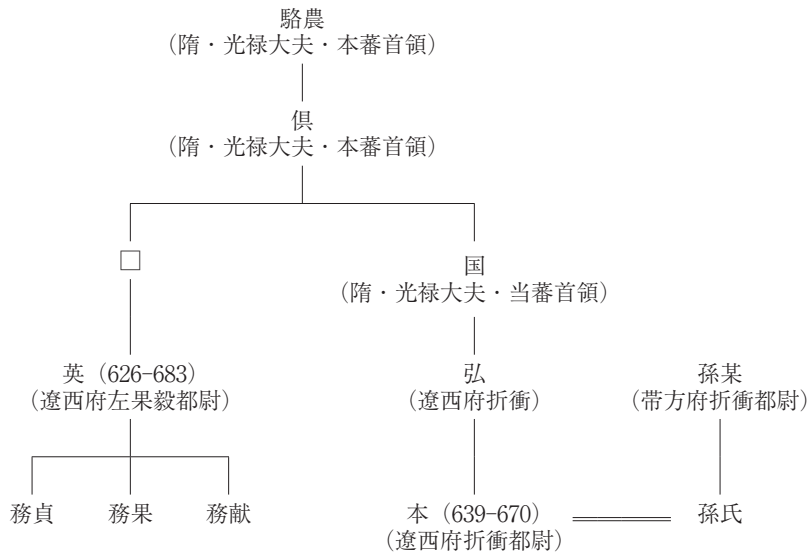


図2 駱氏系図（森部2015に拠る）

から、その官府の職に在った孫則と孫忠は契丹人であったと推測することができる。また、遼州に羈縻されたのは契丹の内稽部で、その首領と目されるのは孫敖曹であることから、孫則と孫忠およびその一族は、この孫敖曹に連なるものとも考えることも可能である。彼らの職歴で注目すべき点は、懷遠府という折衝府の軍職についている事実である。

契丹の羈縻州に折衝府が置かれていたことは、すでに筆者が紹介した李永定（青山州刺史・昌利府折衝）の事例があったが<sup>10</sup>、李永定の場合、李尽忠・孫万榮の事件後に營州から南遷し幽州管内に置かれた羈縻州のものであった。これに対し、孫則・孫忠墓誌の記述からは、唐初の營州に置かれていた羈縻州に、すでに折衝府が置かれていたことが明らかになる。契丹系羈縻州には、このほかにも折衝府が置かれた事実が挙げられるが、話を先に進めよう。

次に駱英・駱本の墓誌を見てみよう。このうち、駱本墓誌は未発表資料である。両墓誌に共通する記述として、本貫は「昌黎孤竹」であり、その祖先が「本蕃首領（当蕃大首領）」であったといい、その系譜の記述から祖先の名が一致する。このことから、駱本と駱英は一族であることが判明する（図2）。

駱英は、遼西府左果毅都尉（669）になったことしか明らかにならない。また、駱本の父の駱弘も遼西府折衝であり、駱本は遼西府折衝都尉（678）となって従軍している事実がある。駱本

10) 『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』80-86頁。

の夫人は昌黎の孫氏で、彼女の父は帶方府折衝都尉の職にあった（名は不詳）。この帶方府は、628（貞觀2）年に契丹の松漠部を營州城の東北にあった廢靜蕃戍に置いた昌州にあった折衝府である。

ついで、高英淑、張狼、楊律、楊和、王徳の各墓誌と墨書銘の尼大光明の記録を唐代營州における契丹人の動向を探る史料としてあげることができる。

高英淑は、その曾祖父と祖父とが「本蕃大首領」と記され、父の高路は「行師州刺史諸軍事」であったと記される。師州は、629（貞觀3）年に契丹の室韋部を置いた羈縻州である。また、彼女の配偶者は「遼西府折衝都尉」の某である。

張狼の職は、帶州司馬である。帶州は、636（貞觀10）年に契丹の乙失韋部を置いた羈縻州である。彼の本貫は、もとは「南陽白水人」だが、「柳城県の人」になったと称している。

楊律は、もとは「弘農の楊氏」の出というが、彼自身は「帶州孤竹県の人」という。孤竹県は、帶州に置かれた県である。彼は平遼府校尉であったが、平遼府の具体的所在地は不明である。營州管内にあった折衝府であることは間違いないだろう。契丹系羈縻州の帶州に置かれていたかもしれない。息子の楊素も、平遼府の折衝都尉になっている。

楊和墓誌から得られる情報は、楊和の息子の妹が、639（貞觀13）年に帶方府果毅になっていることである。王徳墓誌も同様で、王徳の父の静が威化県主簿であったことが明らかになる。威化県は、契丹の内稽部を置いた威州（もと遼州）属下の県名である。

最後に墨書であるが、以上の墓誌と異なり、制作年代は第二次羈縻支配期に相当する開元年間である。この墨書は、平盧軍副使・昌州刺史李輔翊が、その妹の尼大光明を營州城の南に埋葬した際に埋めたものである。

## (2) 遼寧以外で発見された墓誌

遼寧省朝陽市以外でも、少数ながら唐代の奚・契丹人墓誌の出土を確認することができる。唐朝へ帰順後、幽州（北京）・長安・洛陽に居住し、そこで埋葬された奚・契丹人の墓誌で、現在、筆者が把握しているのは、契丹人墓誌が3点、奚人墓誌が2点である。契丹人墓誌は、李永定墓誌・張積善墓誌・李過折墓誌、奚人墓誌は李府君夫人張氏、墓誌・熱瓌墓誌である。（表2「唐代奚・契丹人墓誌一覧（稿）（遼寧出土は除く）」参照）

これらの墓誌の特徴は、唐の第二次羈縻支配期であること、そして墓主が奚・契丹の故地に近い營州ではなく、帰順後の居住地であった幽州（北京）、洛陽、長安にあることである。

まず、李永定は、隴西の李氏を称するが、明らかに契丹人である。彼の曾祖父は「本蕃大都督兼赤山州刺史」であり、祖父は「玄州刺史」であった。赤山州とは、648（貞觀22）年に置か

表2 唐代奚・契丹人墓誌一覧(稿)(遼寧出土は除く)

墓主名	本貫	官職	配偶者	生没年	享年	埋葬地	埋葬年	拓本写真	録文	出典
1 李永定	隴西	靑山州刺史・昌利府折衝都尉	—	687(垂拱3)~751(天宝10)	65	范陽	751	有	有	『隋唐五代墓誌匯編』北京1, 天津古籍出版社, 1991
2 張積善	南陽	父・帶方府果毅 幽州都督府薊県令	—	— 639(貞觀13)~709(景龍2)	61	洛陽	734	有	無	『洛陽出土歷代墓誌輯編』, 中国社会科學出版社, 1991
3 李過折	陰山	松漠都督	羊氏	694(延載元)~735(開元23)	42	長安	766	有	有	『考古』2003-9
4 張氏	清河	—	婦義都督府都督李府君	686(垂拱2)~775(大曆10)	90	范陽	775	有	有	王葆『《唐婦義王李府君夫人清河張氏墓誌》考』『北京文物与考古』第6輯, 民族出版社, 2004
5 熱瓌	奚国	奚国質子	—	705(神龍元)~730(開元18)	26	長安	730	有	有	『考古』2014-10

れた松漠都督府下の羈縻州であり、玄州は、やはり648（貞観22）年に契丹の曲拋部を置いた羈縻州である。李永定の父は「玄州昌利府折衝」であり、李永定自身も717（開元5）年に「昌利府折衝」を継承している。このことから、契丹系羈縻州の玄州には折衝府が置かれていたことが判明する。しかも、この李永定の事例は、先に見た朝陽で発見されたものと異なり、第二次羈縻支配期のもので、玄州の場所も幽州管内に移った後のものである。

張積善墓誌<sup>11)</sup>からは、その父の仁倫が昌州の帶方府果毅であった情報をひきだすことができる。

李過折は、第二次羈縻支配期の契丹首領で可突于を殺害し、唐へ入朝するものの、可突于の一派に殺害されてしまった契丹の首領である<sup>12)</sup>。

奚の墓誌は、あまり多くない。熱瓌は長安へ人質として入った人物である<sup>13)</sup>。

夫人張氏は、帰義都督であった李府君の夫人。府君の名は夫人張氏墓誌には記されないものの、その官職が帰義都督であったことから、732年に唐へ帰順してきた奚の大首領である李詩であることが判明する。また、夫人の張氏の系譜は、曾祖父の主句、祖父の南莫干、父の阿穆落盆がいずれも「部落刺史」であったことから、おそらく李詩とともに唐へ帰順した奚の集団の首領クラスの出身であったことが推測できた。また、その子の李献誠は、安祿山の娘婿であった<sup>14)</sup>。

#### 4 問題の所在と展望

以上、唐代の奚・契丹の概況と近年発見された石刻史料について、簡単に紹介してきた。最後に、これらの新出史料を利用することによって、唐代の奚・契丹史研究の進むべき方向性と問題点を指摘しておきたい。

##### (1) 新出契丹人墓誌の特徴

筆者の考えでは、第一次羈縻支配期の契丹は、大きく分けて窟哥率いる大集団（松漠都督府系）とそれ以外の中小集団（遼州・昌州・師州・帶州・玄州の系統）に分けることができる。そして、後者の中小集団を置いた羈縻州は、李尽忠・孫万榮の反唐動乱（695）以降、河南・山東へ移され、その後、幽州管内にふたたび置かれた。

11) 墓誌拓本は、「大唐故朝散大夫行幽州都督府薊県令南陽白水張公墓誌并序」『洛陽出土歷代墓誌輯繩』（中国社会科学出版社、1991、511頁）参照。

12) 葛承雍「对西安市東郊唐墓出土契丹王墓誌的解讀」（『考古』2003年9期）参照。

13) 西安市文物保護考古研究院「西安市唐故奚質子熱瓌墓」（『考古』2004年10期）、葛承雍「西安唐代奚族質子熱瓌墓誌解讀」（『考古』2004年10期）参照。

14) 森部豊「安祿山女婿李献誠考」参照。

新出の契丹人石刻史料のうち、遼寧朝陽市で発見されたものは、すべて上記のうち後者の集団に属するものである。また、「尼大光明墨書」を除いて、すべて第一次羈縻支配期のものであることも特筆される。

一方、松漠都督府系の墓誌は、第二次支配期の李過折のものが唯一であるが、出土地点は、朝陽ではなく、西安である。

## (2) 契丹人の系統と羈縻州官職の問題

朝陽で発見された契丹人墓誌は、松漠都督府とは別系統の契丹人のものであることが特徴的である。そして、これらの墓誌の記述から、我々は、唐の羈縻支配のより具体的姿を見ることができるようになったといえる。

唐の羈縻政策は、帰順してきた唐の周辺民族の首領に律令官制の職を授け、これを律令支配下に組み込むと同時に、その首領に属する集団を間接的に支配するというもので語られることが多い。しかし、朝陽で発見された契丹人墓誌の内容からは、集団の首領一人だけではなく、おそらく彼に連なる人物には、それぞれの部族内の地位に応じて職が与えられたのだろう。その最も顕著な事例が孫則と孫忠である。

すでに紹介したように、孫則は、「遼州惣管府典籤」の職に就いたのが始まりである。遼州は、契丹の内稽部を置いた羈縻州である。遼州惣管に就任したのは孫敖曹という人物であり、彼が内稽部の大首領であったと推測できる。その遼州総管府の典籤に、やはり孫姓の人物が就任していることは、内稽部の大首領・小首領たちが、上は総管から下は様々な総管府の役職を授けられていたことが推測される。

さらに孫則は、おそらく648（貞観22）年以降のほどないころ、松漠都督府の長史となっている。松漠都督府は、孫敖曹とは別系統の窟哥がひきいる契丹の最大集団を羈縻したものである。その属官に内稽部の契丹人が任命されている。同様に、孫則に近い親族である孫忠も松漠都督府司馬となっている。

一方、非窟哥系統の孫則や孫忠が松漠都督府の官職に就任していることは、唐朝からすれば、当然、違った意味をもっていたのではなかろうか。相異なる系統の契丹人同士が、互いにどのような意識を持っていたのかは、現在では復元することは困難である。しかし、孫則・孫忠といった内稽部の契丹人が、全く別系統の窟哥の集団を置いた松漠都督府の役人になっていることは、唐朝の「以夷制夷」という思惑がひそんでいたのではないだろうか。

ただ、歴史的事実から見てみると、696（万歳通天元年）年に、窟哥の子孫の李尽忠と孫敖曹の曾孫の孫万榮が手を取り合って、唐に対し「反乱」を起こしている。この時の李尽忠と孫万榮

の関係は、義兄弟の関係（孫万栄の妹が李尽忠夫人）であったと『旧唐書』巻199下「契丹伝」は伝えるが、実は両者のつながりは、実に孫則・孫忠の時代にすでに見えていたのである。李尽忠と孫万栄が手を携えて「反乱」を引き起こしたのは、契丹側の必然性があったのか、それとも唐朝の羈縻政策上のミスであったのか、この点、今後の課題となるだろう。

朝陽市で発見された第一次羈縻支配期の契丹人墓誌の中に、羈縻州県の長官（刺史・令）ではなく、その次官以下の官職に就いているものが見いだせるのも、大きな特徴である。帶州司馬の張狼、威化県主簿の王静の二例が確認できる。これによって、羈縻州県が、建前上だけでなく、一応、実態を伴ったものとして設置されていたことが判明する。また、前稿「唐前半期の営州における契丹と羈縻州」においては、この事例をもって張狼および王静（墓主は息子の王徳）を契丹人と推測した。ところが、注意しなければならない史料が一つある。それは、2010年に洛陽から発見された「張文俱墓誌」の存在である<sup>15)</sup>。張文俱は南陽の人で、600（隋・開皇20）年生まれ。彼は「選に応」じて愼州司倉となっている。その後、「黔府都儒県丞」、「賓州潭峨県丞」となり、668（総章元）年に69歳で亡くなった。すなわち、第一次羈縻支配期の人物である。ここで問題となるのは、彼の初任官と思われる愼州司倉である。愼州は、粟末靺鞨を置いた羈縻州の名で、636（貞観10）年の設置とされる。その靺鞨州の司倉になっていることからすると、張文俱は靺鞨人の可能性もある。しかし、後に「黔府都儒県（黔州都儒県。現在、重慶市）」と「賓州潭峨県（広東省）」の県丞になっていることから考えると、張文俱は漢人の可能性も否定できない。もし、張文俱が漢人だとすると、羈縻州県庁の文官系統には、漢人が充てられた可能性も高くなり、それは羈縻州県において文書行政が行われていたことになる。ただし、この点、他の史料と比較し、今後、さらに検討していく必要があるだろう。

### (3) 契丹系羈縻州と折衝府

次に興味深い点は、営州管内に置かれた契丹系羈縻州（松漠都督府系を除く）に、折衝府が置かれていたことである。従来、第二次羈縻支配期の幽州管内に南遷した後の羈縻州（玄州）に昌利府という折衝府が存在し、その羈縻州の首領クラスの出身であった李永定が折衝都尉となっている事例が唯一のものであった。しかし、この朝陽の墓誌の発見は、契丹系羈縻州に軍府が置かれたのは、第一次羈縻支配期に遡り、なおかつ複数の羈縻州に軍府が置かれていたことが証明された。ただ、情報量が少なく、どの羈縻州にどの折衝府が置かれていたのかは、はっきりとは特定できない。今試みに、羈縻州と折衝府を対応させたものが、「表3 営州契丹系羈

15) 洛陽市文物考古研究院「唐張文俱墓發掘報告」（『中原文物』2013年5期）



表3 營州契丹系羈縻州と折衝府の対応 (案)

羈縻州名	設置年代	刺史職の姓	折衝府
遼州 (威州)	619年	孫姓	懷遠府?
昌州	628年	? → 李姓 (開元年間)	帶方府
師州	629年	高姓	(平遼府?)
帶州	636年	?	(遼西府?)
玄州	646年	李姓 (開元年間)	昌利府

表4 契丹系羈縻州折衝府と軍職一覧

羈縻州名	州刺史	折衝府	折衝府内軍職例
遼州 (威州)	孫敖曹	懷遠府	孫則 (左別將 / 折衝都尉)
			孫忠 (校尉 / 司馬)
昌州	? → 李輔翊 (開元年間)	帶方府	孫某 (折衝都尉)
			楊姝 (果毅都尉)
			張仁倫 (果毅都尉)
(師州)	(高路)	平遼府	楊律 (校尉)
			楊素 (折衝都尉)
(帶州)	?	遼西府	駱英 (左果毅都尉)
			駱弘 (折衝都尉) → 本 (折衝都尉)
玄州	李永定 (開元年間)	昌利府	李仙礼 (折衝都尉) → 永定 (折衝都尉)

(備考) 「/」は同一人物の職の変遷。「→」は父子間の世襲。

縻州と折衝府の対応 (案)」である。

昌州に帶方府、玄州に昌利府が置かれていたことは上述の通り、確かである。

遼州 (威州) に懷遠府が置かれていたと推測するのは、以下の理由による。すなわち、「遼州惣管府典籤」に孫則が就任しており、彼は遼州に羈縻された契丹人であると推測できること、そして彼が懷遠府の折衝都尉になっていること、また一族の孫忠も懷遠府の校尉・司馬を歴任していることである。

次に師州に平遼府、帶州に遼西府が置かれていたと推測する根拠であるが、これは、実は、現在発見されている墓誌史料のデータを、消去法的にあてはめたものなので、将来、新史料が発見された時には修正しなければならない。今、仮の復元案の示すと、以下のようになれる。まず、師州の高英淑の配偶者は「遼西府折衝都尉」の誰かである。「遼西府折衝都尉」は駱氏が世襲しているので、高英淑の配偶者は駱某であることは、ほぼ間違いない。ところで、駱氏の祖は「本蕃首領 (当蕃大首領)」といい、高氏の祖も「本蕃大首領」という。このことから、筆

者は、駱氏と高氏は別々の集団の首領であると考えている。高氏は師州の刺史職に就いていることから、駱氏もある羈縻州刺史クラスの家柄だったと推測できる。このことは、駱弘とその子の駱本が折衝都尉の職についていることから補強できる。というのは、第二次羈縻支配期の契丹人・李永定の事例から、羈縻州刺史は同州内に置かれた折衝都尉を兼任することが判明するからである。とすれば、駱氏が置かれた羈縻州は、現在、発見されている墓誌の情報から「帶州」ということになり、そして駱氏が世襲していた遼西府も帶州に置かれたと推測できる。すると、残りの「平遼府」は師州に置かれたことになる。一応、このように推測し、次に折衝府の軍職に就いた人物について検討していきたい。

折衝府の軍職に就いた契丹人の一覧を示したのが、「表4 契丹系羈縻州折衝府と軍職」である。この表から、折衝都尉、果毅都尉、校尉など様々な軍職に就いている様子をうかがうことができる。その一方で、この表からは、従来の推測に反する事実も提示される。筆者の考えでは、先に述べたように、ある羈縻州の刺史あるいはそれに準じる者と折衝府の長官は一致するのではないか、というものだった。これは、上述の玄州出身の昌利府折衝都尉の李永定が、後に玄州を分けて設置した青山州刺史になっていることからの推測であった。孫則も、遼州総管の孫敖曹の一族と考えれば、懷遠府折衝都尉になっていることはこの推測に合致する。遼西府折衝都尉を駱氏が世襲している点も、羈縻州刺史である記載はないものの、この契丹集団の首領であったことは間違いないので、これも問題なかろう。平遼府の折衝都尉に楊素という人物が就任しているが、父の楊律は校尉だったので世襲ではなさそうである。また、先に平遼府は師州にあったと推測したが、この州の刺史は高氏なので、この点、州刺史と折衝都尉が一致しない。あるいは平遼府は別の羈縻州に置かれたのか。

もっとも複雑なのが、帶方府である。墓誌からは、折衝都尉の孫某、果毅都尉の楊姝、果毅都尉の張仁倫の三人の名が明らかになる。帶方府は昌州の置かれていたことは明らかであり、また、開元年間（713-741）の事例であるが、昌州刺史は李輔翊であったことが分かっている。とすると、ここでも羈縻州刺史と折衝都尉の職にあった者の姓の一致が見いだせない。また、ある羈縻州をある部族集団を置いたものとした場合、その羈縻州に置かれた折衝府の職には、その羈縻州の人間があてられたであろうことが予想できる。では、昌州帶方府のように、様々な姓を持つ者がこの折衝府の軍職に就いていることは、どのように説明できるだろうか。この点は、今後の課題として残るものである。

ところで、第一次羈縻支配期の契丹系羈縻州に折衝府が置かれていた事実は、我々にどのようなことを考えさせるのであろうか。これらの契丹人が農耕に従事していたとは考えられないし、また折衝府の軍職を世襲していることなどから、中国内地の正州で施行された「府兵制」

ではなく、もっと柔軟に運営されていたことを物語っている<sup>16)</sup>。

この折衝府の設置は、明らかに唐朝が羈縻州民を軍事力として徴発するためのシステムであった。従来、蕃将が自分の「部落民」を率いて行軍に参戦していたと、漠然とイメージされていたが、少なくとも営州管内の契丹人については、折衝府を通じてその軍事力を徴発していたと推測できる。このことは、例えば、懷遠府別将であった孫則が645（貞観19）年の高句麗遠征の際、「左二軍総管」となっていることや、遼西府折衝都尉であった駱本が府兵を率いて出陣したことが墓誌に記載されていることから推測できる<sup>17)</sup>。ただ、それが契丹にとって、あるいは唐朝にとってどのような意味を持っていたのか、これは「府兵制」そのものを再考する上で改めて論じられる問題であろう。

#### (4) 婚姻関係

朝陽で発見された契丹人墓誌からは、孫氏と駱氏、高氏とおそらく駱氏との婚姻関係が認められ、異なる羈縻州間で契丹人同士が婚姻関係を結んでいたというも興味深い事実が浮かび上がる。今、駱氏の系図をもとに、高氏と孫氏を書き加えてみると、図3「契丹系羈縻州間の婚

16) 契丹系羈縻州に置かれていた折衝府は、従来、「李永定墓誌」に見える「玄州昌利府」の名と、その昌利府折衝都尉に李永定が就いていた事実しか明らかではなかった。それに対し、村井恭子は「(羈縻州と同じように)折衝府における各職名も彼ら(契丹：筆者注)の軍事組織形態にあてはめた名目的なものにすぎない可能性がある」「李永定墓誌銘」の記述では、「(右衛)昌利府折衝」の名が記されるのみで実際の活動については言及がないためその機構の存在を確認しえない」と評した。この点に関して、本稿でも指摘したとおり、実際に「府兵」が動員されていることが明らかとなり、契丹系羈縻州で、何らかの形で折衝府が機能していたことが証明された。一方、村井は「(契丹の羈縻州にある折衝府は)正州の折衝府と全く同質のものとはみなせないだろう。また、もし羈縻州に折衝府が実在したとしても、羈縻州の部落組織が温存されている状況だったのならば、遊牧民の徴用においてはたして農耕民を主体とした「府兵制のシステム」を正州同様に利用し得たのか疑問が残る」とも述べられた(村井恭子「(書評)森部豊著『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』『唐代史研究』第14号、2011)。この指摘には同意できる。いわゆる「府兵制」は存在したのか、存在しなかったとすれば唐代の軍制はどのようなものと理解すべきか、この問題については、平田陽一郎が精力的に取り組んでおり、今後の解明を待つと同時に、朝陽で発見された契丹人墓誌が役に立つと思われる。

17) 「孫則墓誌」(『朝陽隋唐墓葬發現与研究』、15-17頁)

〔貞観〕六年、將諸蕃長、并其地圖入京、奉見蒙恩。詔曰：昌黎縣令、遠使絕域、克展勤勞。宜禁旅用申榮。擢可游擊將軍・右驍衛懷遠府左別將、賞物五百段。……至十九年、扈從東行、爲二軍總管。于時、躬先士伍、親決六奇、攻無所守、戰無所拒。詔授上柱國・沔陽縣開國子、賞物四百段・口一十五人、進爵爲公、食邑五百戶。

〔大唐故遊擊將軍左金吾衛遼西府折衝都尉駱府君墓誌銘并序〕(朝陽市博物館藏、筆者メモ)

公、諱本、字道生、昌黎孤竹人也。……(公)儀鳳三年起家授游擊將軍・守左金吾衛遼西府折衝都尉。……公遂領當府兵、擇甲冑征裏糧農赴□□困退……以調露二年十月廿五日終於私第、春秋四十有二。

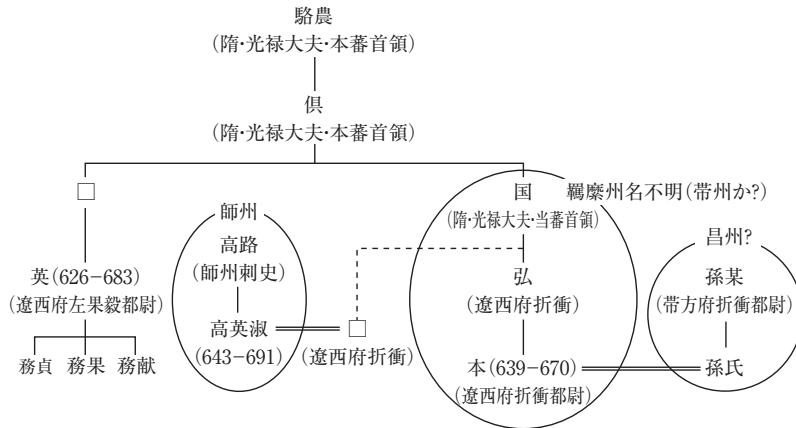


図3 契丹系羈縻州間の婚姻関係

姻関係」となる。

先にみたように「遼西府」の軍職、それも折衝都尉など長官クラスには駱氏一族が世襲していた。このことから高英淑の配偶者の「遼西府折衝都尉」は駱氏一族の誰か、さらに言えば駱弘・駱本の父子系統に連なる者であったとも推測できる。

このような異なる集団間、異なる羈縻州間での婚姻は、いったい、契丹人にとってどういう意味を持っていたのだろうか。また、唐朝はこのような婚姻関係をどのように認識していたのだろうか。

唐朝の羈縻支配に対する筆者のイメージは、唐へ帰属してきた様々な部族集団の首領に官職を授けて唐朝の律令官制に組み込むと同時に、そのもとの部族集団は、従来通り首領による支配をみとめるという、間接統治の方法をとっており、さらに、その支配は、部族間の横のつながりを阻止する「縦型」の支配のように思われる。この点、突厥遺民を支配した唐のシステムが参考になるだろう。すなわち、唐は、舍利氏と突厥可汗の姻族たる阿史徳氏を羈縻府都督とし、その下に突厥遺民の集団を羈縻州として配した。その時、「黄金の氏族」たる阿史那氏は舍利氏の支配下に組み込み、姻族である阿史徳氏とは接触をさせなかった<sup>18)</sup>。結果としては、阿史徳氏は阿史那の末裔を探し出して担ぎ上げ、そして突厥遺民による唐朝への独立運動を仕掛けていくことになるのだが。

18) 石見清裕「唐の突厥遺民に対する措置をめぐって」(『中国社会・制度・文化史の諸問題』中国書店, 1987。再録; 同『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院, 1998) 参照。

おそらく、営州方面に羈縻した契丹も同様な支配方式が取られたと推測できるが、しかし、実態としては、墓誌が語るように、契丹人は部族（羈縻州）を越え、横のつながりを広げているように思える。このような婚姻関係は、唐朝の認めるものであったのか、あるいは唐朝のコントロール外でおこなわれたことだったのか。この点、今後、唐朝の羈縻支配システムを再検討しつつ考察していく課題であろう。

#### (5) 奚人の墓誌

第二次羈縻支配期から安祿山支配期の李府君夫人張氏墓誌も、今後の奚・契丹研究に大きな意味を持つ。先に見たように、李詩は732年に唐へ帰順するが、実は、この集団は奚のみならず、契丹もふくまれていた。例えば、安史の乱後に成徳節度使となった王武俊は、契丹の怒皆部出身で、その父の路俱という人物は、732年に奚の李詩とともに唐へ帰順してきた人物なのである<sup>19)</sup>。李詩は、この時5000帳を率いて帰順しているが、この集団が歴史上、持つ意味は非常に大きかった可能性がある。安祿山は、娘を李詩の息子に嫁がせているが、それはこの5000帳の軍勢力を重視したからだろう。事実、安史の乱中から乱後の成徳節度使は、李宝臣という奚人で、これも李詩の集団にいた人物である<sup>20)</sup>。また、後に義武節度使となる張孝忠も奚人であり、史書には明記されないものの、おそらく李詩と共に帰順してきた者であろう<sup>21)</sup>。また、李宝臣とは谷從政の姉妹をめとり、婚姻関係にあった。このように、唐後半期に活躍する奚人や契丹人の淵源を系統的に分析していくのは、唐代政治史・軍事史を理解するうえで必要な作業となるだろう。

19) 『旧唐書』卷142「王武俊伝」

王武俊、契丹怒皆部落也。祖可訥干，父路俱。開元中，饒樂府都督李詩率其部落五千帳，與路俱南河襲冠帶，有詔褒美，從居薊。

20) 『旧唐書』卷142「李宝臣伝」

李寶臣，范陽城旁奚族也。故范陽將張鎖高之假子，故姓張，名忠志。

この張鎖高は、李詩とともに唐朝へ帰順してきた「鎖高」と同一人物であることが推測されている。森部豊「安祿山女婿李猷誠考」参照。

21) 『旧唐書』卷141「張孝忠伝」

張孝忠，本奚之種類。曾祖靖・祖遜，代乙失活部落酋帥。父謐，開元中以衆歸國，授鴻臚卿同正，以孝忠貴，贈戶部尚書。孝忠以勇聞於燕・趙。時號張阿勞・王沒諾干，二人齊名。阿勞，孝忠本字；沒諾干，王武俊本字。

開元年間（713-741）に唐へ帰順してきた奚人であること、李詩集団とともに帰順してきた王武俊と名を連ねて評価されていたことを考え合わせると、張孝忠も李詩集団の中にいた可能性は高いだろう。

## 補注

本稿脱稿後、宋卿「唐代東北靺鞨府州職官考」（『北方文物』2009-1）、同「唐代營州軍事設置探究」（『中国边疆史地研究』25-3, 2015）、王義康「唐代中央派員出任蕃州官員吏員考」（『史学集刊』2015-6）を入手した。いずれも、本稿で言及した朝陽出土の新出の石刻史料を利用している研究である。しかし、宋卿も王義康も、孫則一族を漢人と見なす点、本稿の見解と大きく異なる。

王義康論文は、唐代の靺鞨州の一部に、唐中央から漢人の官人が派遣されていたことを、墓誌など石刻史料を博搜して論じたものである。王義康が孫則一族を漢人と見なすのは、この論旨の上に立っているからである。この問題については、稿を改めて論じることとしたい。

また、宋卿の「唐代營州軍事設置探究」は、本稿でも取り上げた契丹靺鞨州における折衝府を網羅的に取り上げているが、しかし、その解釈は本稿と大きく異なる。懷遠府、遼西府、平遼府をいずれも營州に置かれた折衝府と解釈し、また高英淑の家系については高句麗系と判断している。この点も、今後、改めて論じることとする。

ちなみに宋卿は唐代營州について精力的に研究を発表しており、その成果を上げると、「唐代營州府行政職能略論」（『東北史地』2009-5）、「唐代營州政府經濟職能初探」（『社会科学輯刊』2009-3）、「唐代平盧節度使略論」（『中国边疆史地研究』20-2, 2010）、「試論營州在唐代東北边疆的地位与作用」（『東北師大学報（哲学社会科学版）』2011-2）、「試論唐前期平盧節度使的職官兼任」（『西南大学学报（社会科学版）』37-1, 2011）、「唐代營州研究綜述」（『東北史地』2013-4）、「試論唐代東北边疆重鎮營州的權力伸縮」（『史学集刊』2014-3）などがある。

## 〔付記〕

本稿は、文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」によって関西大学東西学術研究所内に設立された「アジア文化研究センター」（平成23年～平成27年）における研究成果の一部である。また、本稿の内容の一部は、平成27年12月12日に明治大学で開かれた「『新中国出土墓誌』刊行20周年記念 日中合同中国石刻国際シンポジウム（研究会）」（主催：中国・故宮博物院古文献研究所／日本・明治大学東アジア石刻文物研究所ほか）において、報告を行った。その席上、有益なコメントや指摘をいただきましたことをここに謝意を表します。